



行政相談所を開設

毎日の暮らしの中で、国の仕事などについて苦情や要望はありませんか。行政相談委員は行政サービスに関する相談や行政の仕組みなどに関する相談を受け付け、相談者へ助言したり関係機関への橋渡しをしたりするのが主な仕事です。

〇日時

11月8日(火)
午前9時～正午

〇場所

町開発総合センター

〇行政相談委員

下平隆康氏(矢堂)
大平洋光氏(指江)

問い合わせ先
役場総務課行政係
☎(86)1111[直通]

巡回相談を実施します

町では、体や心、福祉サービスなどの利用について、社会福祉士など専門の相談員が対応する巡回相談を実施しています。一般相談支援事業所「あいわの里」に委託して行っているもので、予約は不要です。気軽に利用ください。

〇日時・場所

①11月10日(木)

・午前9時～正午

獅子島アイランドセンター

・午後1時～3時

獅子島島内巡回(要予約)

②12月8日(木)

・午前9時～11時

指江支所1階小会議室

問い合わせ先
役場福祉事務所障害福祉係
☎(86)1146[直通]

非課税世帯への

緊急支援給付金

電力・ガス・食料品などの価格高騰により、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯などに対し、1世帯あたり5万円を支給します。

【住民税非課税世帯】

世帯全員が令和4年9月30日現在で、長島町の住民基本台帳に記録されており、令和4年分の住民税均等割が非課税世帯のかたへ、11月上旬に確認書を送付する予定ですので、必要事項を記入し役場へ返送してください。※世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入したかたがいる場合は申請が必要です。

詳しくは問い合わせください。

【家計急変世帯】

予期せぬ事情により令和4年1月から12月までの家計が急変し、世帯全員の収入見込み額が住民税非課税水準に相当するかたも対象になりますので、申請を希望されるかたは問い合わせください。

問い合わせ先
緊急支援給付金コールセンター
(役場福祉事務所内)
☎090(8570)1285 ☎080(8374)1285

県民手帳を販売

県統計協会では、鹿児島県民手帳

裁判員候補者、検察審査員

候補者が選ばれます

裁判員候補者および検察審査員は18歳以上で選挙権を有する国民の中から無作為に選ばれます。

選ばれたかたには、11月中旬頃に「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」または「検察審査員候補者名簿への記載のお知らせ」が届きます。

国民が司法に参加する2つの制度です。ぜひ協力ください。詳しくは、問い合わせください。

問い合わせ先
鹿児島地方裁判所 (裁判員)
☎099(222)7157
鹿児島検察審査会事務局 (検察審査員)
☎099(808)3719

長崎鼻灯台を一般公開

城川内地区にある長崎鼻灯台を次のとおり一般公開します。

全国の灯台写真パネルの展示やガチャガチャ企画などを予定しています

問い合わせ先
串木野海上保安部
☎0996(32)2362

2023(令和5)年版を10月18日(火)の「統計の日」から販売します。

数に限りがありますので、お求めのかたは問い合わせください。

〇価格

1冊600円(税込)

〇種類

カバーは黒色、赤色、数量限定の青色の3色



問い合わせ先
役場企画財政課統計係
☎(86)1134[直通]

廃残農薬類を回収します

出水地域農業用プラスチック類適正処理推進協議会では、廃残農薬類の回収を実施します。

〇日時・場所

11月17日(木)

・午前9時～10時

J A東馬鈴薯選果場

・午前10時30分～11時30分

J A長島馬鈴薯選果場

※時間厳守でお願いします。

ので、ぜひ来場ください。

〇日時

10月30日(日)

午前11時～午後3時

10月は食品ロス削減月間

日本の食品ロス(食べられるのに捨てられている食品)の量は、年間52万トと推計されています。これは1人あたり1日にお茶わん約1杯分の食べ物捨てていることと同量といわれています。

食品ロスを削減するために、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年5月に成立し、10月を「食品ロス削減月間」、10月30日を「食品ロス削減の日」として定めました。

この機会に、食品ロス削減を自分事として私たちにできることを始めてみませんか。

〇取り組み例

・冷蔵庫の中をスマホで撮影してから買い物に行き、無駄買いを防止しましょう。

問い合わせ先
県くらし共生協働課
消費者行政推進室
☎099(286)2530

〇回収処理料金目安

300円～2万2千円／[㎡]

※料金は種類により異なります。

〇注意事項

- ・慣習処理料金は、全て現金扱いです。
- ・容器類は、洗浄せずラベルを付けたまま回収できます。
- ・回収場所へ運搬する際は、廃液などの取り扱いに注意してください。

秋季全国火災予防運動

令和4年11月9日(水)から15日(火)までの7日間、秋季全国火災予防運動が実施されます。

空気が乾燥し、風の強い日が多くなり、すので、火の取り扱いには十分注意し、火災予防に努めましょう。

問い合わせ先
阿久根地区消防組合 東分遣所
☎(86)0119[直通]
阿久根地区消防組合 長島分遣所
☎(88)5333[直通]

問い合わせ先
役場農政課農政係
☎(86)1136[直通]

11月は不法投棄防止

強化月間

県では、産業廃棄物の不法投棄などの根絶を図るため、毎年11月を「不法投棄防止強化月間」と定めています。

この機会に一人ひとりが「不法投棄をしない。させない。見つけたらすぐ電話を」という意識を持ち、不法投棄のない住みよい地域を作りましょう。

鹿児島県最低賃金が改正

鹿児島県の最低賃金が、10月6日(木)から時間額「853円」に改正されました。

最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

詳しくは、問い合わせください。

問い合わせ先
鹿児島労働局賃金室
☎099(223)8278